| | |
|---|---|
| 7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。 | 7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。 |
| 一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準 | 一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準 |
| イ～ハ　（略） | イ～ハ　（略） |
| 二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準 | 二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準 |
| ８～12　（略） | ８～12　（略） |
| （原動機及び動力伝達装置） | （原動機及び動力伝達装置） |
| **第166条**　（略） | **第166条**　（略） |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 | （新設） |
| 一　ペダル踏み間違い時加速抑制装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 | |
| 二　ペダル踏み間違い時加速抑制装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置によりペダル踏み間違い時加速抑制装置が作動状態から作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。 | |
| ４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。 | （新設） |
| ５　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないペダル踏み間違い時加速抑制装置は、第３項の基準に適合しないものとする。 | （新設） |
| （電気装置） | （電気装置） |
| **第177条**　（略） | **第177条**　（略） |
| ２～７　（略） | ２～７　（略） |
| ８　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。 | （新設） |
| （運転者席） | （運転者席） |
| **第183条**　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 | **第183条**　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 |
| 一～四　（略） | 一～四　（略） |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、視界内表示投影装置の作動中は確実に機能するものであることとする。この場合において、視界内表示投影装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 | （新設） |